証券コード　９３５９
2020年６月５日

株　主　各　位

名古屋市港区入船一丁目７番40号
伊勢湾海運株式会社
代表取締役社長　後　藤　正　三

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月２５日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月２６日（金曜日）午前10時
２．場　　所　名古屋市港区入船一丁目７番40号
　当社　本社２階　アミティホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項
　１．第97期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第97期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役４名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、当該「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役及び会計監査人が監査報告の作成に際し監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
　株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.isewan.co.jp/）に掲載させていただきます。

【お土産の取り止めについて】
総会当日にお配りしておりましたお土産は本年より取り止めとさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染防止への対応につきまして

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、本定時株主総会開催にあたり、株主の皆様のご健康と安全を第一に考え、当社の対応につきまして下記のとおりご案内させていただきます。

記

・感染リスクを避けるため、本株主総会におきましては、当日のご来場を見合わせることもご検討いただき、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申しあげます。

・感染による影響が大きいとされているご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、感染リスクを避けるため、当日のご来場については、特に慎重なご判断をお願い申しあげます。

・ご来場される株主様におかれましては、当日のご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮くださいますようお願い申しあげます。

・本総会会場におきましては、マスク着用や消毒液の設置等、状況に応じその他の感染予防のための措置を講ずる場合もございますので、ご理解、ご協力賜りますようお願い申しあげます。

・本総会につきましては、感染防止を目的とした開催時間の短縮化を図るため、報告事項の説明を例年よりも短縮し、また、株主様からのご質問、ご発言を制限させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申しあげます。

・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.isewan.co.jp/）にてお知らせ申しあげます。

以　上

お土産の取り止めにつきまして

総会当日にお配りしておりましたお土産は本年より取り止めとさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用情勢や所得環境の改善などを背景に緩やかな回復基調で持続していたものの、米中貿易摩擦の長期化や中国経済の景気減速、更には、年明け以降、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により国内外の景気は急速に悪化しており、厳しい状況となってきました。

名古屋港における物流業界の輸出入貨物におきましても、不安定な中国経済等の影響により、減少傾向となりました。

このような状況のもと、当社グループにおきましてはコスト管理の徹底と業務の効率化を一層推し進め、企業体質の強化を図ってまいりました。厳しい環境下でも当社はグループの総力を結集し、企業として成長し続けることを命題としております。また、これまで築き上げてきた国内及び海外拠点のネットワークを駆使し、グローバルかつ多様化する顧客のニーズに対応すべく営業活動を推進してまいりました。

こうした取り組みを進めてまいりましたが、当社グループにおきましては、輸出鉄鋼製品を始めとした取扱貨物量全般が伸び悩んだことにより、当連結会計年度の売上高は475億2百万円となり、前連結会計年度に比して7.1％減となりました。

作業種別の内訳は次のとおりであります。

船内荷役料73億9百万円（前連結会計年度比0.8％増）、はしけ運送料1億1千5百万円（同5.2％増）、沿岸荷役料71億4千3百万円（同12.9％減）、倉庫料27億6千8百万円（同10.3％増）、海上運送料85億1千2百万円（同10.3％減）、陸上運送料62億6千3百万円（同8.7％減）、附帯作業料153億円（同8.0％減）、手数料9千万円（同2.7％減）であります。

利益面におきましては、減収による影響により、営業利益は22億5千7百万円（前連結会計年度比34.2％減）、経常利益は28億3百万円（同25.1％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は16億1千3百万円（同25.6％減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は13億8千2百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

・荷役及び輸送機器

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 94 期 (2017年３月期)	第 95 期 (2018年３月期)	第 96 期 (2019年３月期)	第 97 期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
売　　上　　高(百万円)	42,962	46,870	51,133	47,502
経　常　利　益(百万円)	1,863	2,769	3,745	2,803
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,132	1,644	2,168	1,613
１株当たり当期純利益　(円)	45.67	66.29	87.43	65.05
総　　資　　産(百万円)	43,176	45,062	45,237	44,778
純　　資　　産(百万円)	30,860	32,391	33,363	34,213
１株当たり純資産額　(円)	1,208.08	1,266.78	1,302.98	1,333.58

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年２月16日)等を第96期の期首から適用しており、第95期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

⑶ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社コクサイ物流	50,000千円	38.0% [48.0%]	物流事業
ISEWAN EUROPE GmbH	1,750千EUR	100%	物流事業
ISEWAN U.S.A. INC.	1,000千USD	100%	物流事業
伊勢湾（広州）国際貨運代理有限公司	1,500千USD	100%	物流事業
ISEWAN (H.K.) LIMITED	1,500千HKD	100%	物流事業
ISEWAN(THAILAND)CO.,LTD.	255,000千THB	49.0% [51.0%]	物流事業
PT.ISEWAN INDONESIA	23,000千USD	100%	物流事業
伊勢湾（上海）国際貨運代理有限公司	2,000千USD	100%	物流事業
ISEWAN DE MEXICO S.A. DE C.V.	186,000千MXN	100% (0.5%)	物流事業
台灣伊勢湾股份有限公司	25,000千TWD	100%	物流事業

（注）1．議決権比率欄の（　）内は、間接所有割合で内数であります。
2．議決権比率欄の〔　〕内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。

⑷ 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、個人消費・企業収益等は急速に減少し、感染症終息の見通しが不透明であることから、先行きは極めて厳しい状況で推移することが予想されます。

当社グループを取り巻く物流業界におきましても、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国内外の経済活動が停滞し、世界的な物流の取扱いが減少することが予想されます。厳しい環境下ではありますが、一時的な悪影響に目を奪われ、思考停止することなく、常に先進的かつ変革を目指し、グループ一丸となりグローバルな海外展開網による営業強化を図ってまいります。また、世界経済における保護主義の進行や成熟しつつある新興国の経済等により、日本で生産し輸出するという構図が縮小となることが懸念されるため、日本という枠にとらわれることなく、海外での物流も取り込めるよう、今後もお客様に物流スキームを積極的に提案し、商権の獲得に取り組んでいく所存でございます。

株主各位におかれましては、従来に増してご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ **主要な事業内容**（2020年３月31日現在）

当社グループは、主に以下の事業を行っております。

・港湾運送事業
・倉庫業
・海上運送業
・陸上運送業
・通関業
・航空運送代理店業
・梱包業
・一般廃棄物及び産業廃棄物の運送並びに再生処理業

⑹ **主要な事業所**（2020年３月31日現在）

① 当社の主要な事業所

国　内：　本　　社　　名古屋市港区
東　京　支　店　　東京都江東区
大　阪　支　店　　大阪市西区
東　海　支　店　　愛知県東海市
豊　橋　支　店　　愛知県豊橋市
富　山　支　店　　富山県射水市
信　越　支　店　　長野県諏訪市
セントレア支店　　愛知県常滑市
金城事業所・空見事業所・稲永事業所・東名港事業所・
東名港鋼材センター〔以上名古屋市港区〕、
西名港事業所・西四区梱包所・西部事業所〔以上愛知県海部郡〕、
弥富事業所・弥富梱包所〔以上愛知県弥富市〕

海　外：　北京事務所〔中国〕
大連事務所〔中国〕

② 子会社

国　内：　株式会社コクサイ物流　〔名古屋市港区〕

海　外：　ISEWAN EUROPE GmbH　〔ドイツ〕
ISEWAN U.S.A. INC.　〔米国〕
伊勢湾（広州）国際貨運代理有限公司　〔中国〕
ISEWAN（H.K.）LIMITED　〔中国〕
ISEWAN（THAILAND）CO.,LTD.　〔タイ〕
PT.ISEWAN INDONESIA　〔インドネシア〕
伊勢湾（上海）国際貨運代理有限公司　〔中国〕
ISEWAN DE MEXICO S.A. DE C.V.　〔メキシコ〕
台灣伊勢湾股份有限公司　〔台湾〕

⑺ **従業員の状況**（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,227名	23名増

（注）従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
738名	14名増	41.4歳	17.3年

（注）従業員数は就業人員であります。

⑻ **主要な借入先**（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	550百万円

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　50,000,000株
② 発行済株式の総数　27,487,054株
③ 株主数　2,768名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
五洋海運株式会社	6,112千株	23.57%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	1,270	4.89
伊勢湾陸運株式会社	1,143	4.41
伊勢湾海運取引先持株会	995	3.84
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	970	3.74
明治安田生命保険相互会社 常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社	957	3.69
伊勢湾海運従業員持株会	826	3.18
株式会社三菱UFJ銀行	679	2.62
株式会社ノリタケカンパニーリミテド	561	2.16
株式会社名古屋銀行	460	1.77

（注）１．当社は、自己株式を1,562,726株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑵ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	伊藤　正	㈱コクサイ物流　代表取締役社長 五洋海運㈱　代表取締役社長 伊勢湾（上海）国際貨運代理有限公司　監事 台灣伊勢湾股份有限公司　監察人
代表取締役社長	後藤正三	㈱コクサイ物流　取締役 五洋海運㈱　取締役 伊勢湾（上海）国際貨運代理有限公司　董事長 ISEWAN DE MEXICO S.A. DE C.V.　取締役会長 台灣伊勢湾股份有限公司　董事長
代表取締役専務	髙見昌伸	輸入事業部、大阪支店、中国ブロック統括 伊勢湾（広州）国際貨運代理有限公司　董事長 ISEWAN（H.K.）LIMITED　董事長
専務取締役	堀﨑健治	日本製鉄事業・鉄鋼事業・現業管理部、 東海・富山支店、メキシコ、インドネシア、タイ統括
専務取締役	森　光男	港運事業・倉庫管理部、欧州ブロック、台湾統括 ISEWAN EUROPE GmbH　取締役社長
常務取締役	角　重人	海運事業・コンテナ事業部統括
常務取締役	髙橋昭彦	総務・経理部、内部統制・AEO管理室統括
常務取締役	松波雄治	国際事業部統括、セントレア支店長
常務取締役	清瀬一義	東京支店長、信越支店統括
常務取締役	松岡智明	日本製鉄事業部統括、東海支店長
取締役	富田英治	(一財)国際臨海開発研究センター　理事長
取締役	菅野孝一	(公財)交通遺児等育成基金　専務理事
常勤監査役	中野正芳	
監査役	水野　聡	弁護士
監査役	中村誠一	公認会計士

（注）１．常務取締役髙橋昭彦氏は、2020年４月１日付をもって当社専務取締役に就任しております。
２．取締役松波雄治、清瀬一義、松岡智明の３氏は、2019年６月27日開催の第96回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
３．取締役富田英治、菅野孝一の両氏は、社外取締役であります。

4．監査役水野聡、中村誠一の両氏は、社外監査役であります。
5．監査役中村誠一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．当社は取締役富田英治、菅野孝一、監査役水野聡、中村誠一の４氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	12名 （2）	523,000千円 （14,900）
監査役 （うち社外監査役）	3 （2）	50,600 （13,500）
合計 （うち社外役員）	15 （4）	573,600 （28,400）

（注）1．取締役の報酬限度額は、2019年６月27日開催の第96回定時株主総会において年額８億円以内（うち社外取締役分２千万円以内）と決議いただいております。
2．監査役の報酬限度額は、2019年６月27日開催の第96回定時株主総会において年額６千万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

1）他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役富田英治氏は、(一財)国際臨海開発研究センター理事長であります。
取締役菅野孝一氏は、(公財)交通遺児等育成基金専務理事であります。
監査役水野聡氏は、みずの総合法律事務所の所長であります。
監査役中村誠一氏は、公認会計士中村誠一事務所の所長であります。
当社と各社外取締役及び各社外監査役の兼職先との間には特別な関係はありません。

2）当事業年度における主な活動状況

役職及び氏名	活動状況
取締役　富田英治	当事業年度に開催された取締役会８回のうち８回に出席いたしました。運輸行政において港湾・航路の整備等、経歴を通じて培った港湾におけるハード面についての高い見識と豊富な経験等を有しており、当社の経営全般に関して専門的見地から適切な助言・発言を行っております。
取締役　菅野孝一	当事業年度に開催された取締役会８回のうち８回に出席いたしました。運輸行政において主に企画・政策に携わり、経歴を通じて培った物流におけるソフト面についての高い見識と豊富な経験等を有しており、当社の経営全般に関して専門的見地から適切な助言・発言を行っております。
監査役　水野聡	当事業年度に開催された取締役会８回のうち８回に出席し、監査役会11回のうち11回に出席いたしました。弁護士として特に労働法・会社法における専門知識・経験等を有しており、専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
監査役　中村誠一	当事業年度に開催された取締役会８回のうち８回に出席し、監査役会11回のうち11回に出席いたしました。公認会計士として専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,700千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,700

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．当社海外子会社ISEWAN EUROPE GmbHについては、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑷ 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。コンプライアンス規程第５条に役員及び従業員の義務を定め、この遵守を図り、また、社内イントラネットの掲示板においてコンプライアンスガイドブックを取締役及び従業員に対し掲示し、周知徹底を図ることとする。

2）取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに通報窓口に報告するものとし、通報処理責任者は速やかに常勤監査役に報告するものとする。

3）法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、公益通報者保護規程を定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化を目的とする。

4）監査役は当社の法令遵守体制及び公益通報者保護規程の運用に問題があると認めるときは、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

5）内部監査を担当する部署として「内部監査室」を設置し、監査方針・監査計画・監査内容を定期的に取締役会並びに監査役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理（廃棄を含む）することとし、法令及びその他関連規程に基づき保管期間を設け閲覧可能な状態を維持することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）リスク管理体制の基礎として、リスクマネジメント規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスクマネジメント体制を構築している。不測の事態が発生した場合には同規程の定めにより設置している委員長、副委員長及び委員で構成するリスクマネジメント委員会が、関連委員会及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームと連携し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。

2）当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下ｱ)からｻ)のリスクを認識し、リスクマネジメント委員会がその把握と管理を行うこととする。

ｱ）会社の過失により取引先及び顧客に多大なる損害を与えたとき
ｲ）火災、地震、風水害等によって多大の損害を受けたとき
ｳ）重大な労働災害を発生させたとき
ｴ）営業上きわめて重要な情報が外部に流失、漏洩したとき
ｵ）重要な取引先が倒産したとき
ｶ）コンピュータ障害により営業上多大なる損害を顧客に与えたとき
ｷ）不慮の事件・事故により相当数の従業員の生命又は健康が危機にさらされたとき
ｸ）経営幹部が誘拐又は殺害されたとき
ｹ）株式が買い占められたとき
ｺ）不本意にして法律違反を犯し、その責任を問われたとき、もしくは行政処分を受けたとき
ｻ）その他会社の存続に関わる重大な事案が発生したとき

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に会長、社長、専務、常務によって議論を行い、取締役会の審議を経て執行決定を行うものとする。

2）取締役会の決定に基づく業務執行については、執行者あるいは執行部署を任命するものとする。

⑤　当社及び子会社等（以下、併せて「グループ会社」という）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1）グループ会社における業務の適正を確保するための、グループ各社に内部統制責任者及び内部統制リーダーを置き、「内部統制室」と連携して、グループ全体の内部統制システムの整備及び維持を図ることとする。

2）グループ会社の職務の適法性、企業倫理性及び財務報告の信頼性を確保するために、内部監査室が定期又は必要なときに内部監査を実施することとする。

3）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に従い、子会社が重要事項を行うときは関係書類の提出を求め、取締役会に報告することになっている。また、子会社の経営内容を把握するために、決算関係書類等の提出を求めることとしている。

なお、海外子会社については、月次の「業務報告書」を社長及び常勤監査役に提出するものとする。

4）子会社の損失の危険の管理に関する規程その体制

当社は、関係会社管理規程を制定し、子会社が重要事項を行うときは取締役会に報告することになっている。また、グループ会社の事業及び業務の遂行を阻害する行為が子会社等にあると認めるときはリスクマネジメント規程に従い必要な措置を講じることが可能な体制としている。

5）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の社長、取締役、ジェネラルマネジャー等は、当社の管理職以上の者が兼務し、当社の意思決定及び意思疎通が図られている。また、関係会社管理規程にある重要事項以外に関する決裁権限を委任することで意思決定の迅速化を図っている。

6）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社は、共通の経営理念を持ち、全従業員の意識向上の啓蒙を図っている。また、コンプライアンスガイドブックにより、法令遵守の周知を図っている。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「監査役スタッフ」という）に関する事項

監査役の職務を補助する者として監査役スタッフを配置するものとする。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの独立性を確保するため、監査役スタッフの任命、異動等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得ることとする。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査役スタッフに関し、監査役の職務を補助するに際しての監査役スタッフへの指揮命令権は各監査役に属するものとする。

⑨ 当社の取締役及び使用人又は子会社の取締役等から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、意見を述べることができることとする。

当社の取締役及び使用人又は子会社の取締役等から報告を受けた者が、監査役に報告すべき事項及び時期については、法定の事項に加え当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。また、監査役は必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

⑩　監査役への報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役からの報告の求めに従った監査役への報告者に対し、当該報告を行ったことを理由とした不利益な取扱いを禁止している。また、取締役及び使用人が公益通報者保護規程に基づき自主的に常勤監査役へ報告した際も、不利益な取扱いがなされることを禁じている。

⑪　監査費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

⑫　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は内部統制室、内部監査室及び会計監査人と連携を強化し、監査の実効性を図ることとする。また、監査役及び監査役会は代表取締役、会計監査人と定期的に会合を持ち意思の疎通を図ることとする。

⑬　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「行動指針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、これらの活動を助長するような行為は行わない。また、これら勢力及び団体とトラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向かう旨を定めている。

また、反社会的勢力排除に向けて、下記の体制を整備・運用することとする。

1）反社会的勢力対応の所管部署を総務部とし、社内対応における緊急報告・連絡体制の確立
2）弁護士、警察、暴力追放対策機関との連携体制の確保
3）所管警察署の指導協力を得て社員に対する教育・啓蒙の実施

⑸　業務の適正を確保するための体制の運用状況

①　コンプライアンスについて

当社の役員及び従業員はコンプライアンスガイドブックを社内イントラネットの掲示板にていつでも閲覧できる環境下にあり、実務幹部会で定期的にコンプライアンスに関する啓発活動を行っている。また、コンプライアンスへの理解を深めるための教育及び研修を行い、法令及び定款を遵守するため継続的な取組に努めている。

②　取締役の職務の執行について

取締役会を８回開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行っている。

③　子会社における業務の適正の管理について

当社の取締役、執行役員及び管理職以上の者が子会社各社の役員を兼務しており、子会社取締役の職務執行を監督し、当社と子会社間において共通認識のもと経営を進めている。また、海外子会社については、毎月「業務報告書」を提出させ、経営内容等の把握に努めている。

④　監査役の職務の執行について

監査役会を11回開催し、監査方針及び監査計画の決定や職務の執行状況の報告を行うとともに、監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査している。また、監査役は内部統制室、内部監査室及び会計監査人と４回会合を開き定期的に意見交換を行い、意思疎通を図っている。

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**17,689,004**	**流動負債**	**6,261,695**
現金及び預金	9,694,168	買掛金	3,102,242
受取手形及び売掛金	6,780,427	短期借入金	63,060
その他	1,223,984	１年内返済予定の長期借入金	581,741
貸倒引当金	△9,575	リース債務	141,527
固定資産	**27,089,100**	未払法人税等	265,518
有形固定資産	**21,610,054**	賞与引当金	871,117
建物及び構築物	6,900,766	その他	1,236,488
機械装置及び運搬具	997,268	**固定負債**	**4,302,917**
土地	13,042,065	長期借入金	181,199
リース資産	101,552	リース債務	351,413
建設仮勘定	6,109	退職給付に係る負債	3,307,180
その他	562,290	資産除去債務	223,670
無形固定資産	**52,815**	その他	239,454
その他	52,815	**負債合計**	**10,564,613**
投資その他の資産	**5,426,231**	**純資産の部**	
投資有価証券	2,913,741	**株主資本**	**32,777,771**
出資金	1,660	**資本金**	**2,046,941**
長期貸付金	778,550	**資本剰余金**	**1,464,060**
繰延税金資産	1,256,609	**利益剰余金**	**30,485,049**
その他	521,003	**自己株式**	**△1,218,278**
貸倒引当金	△45,332	**その他の包括利益累計額**	**302,787**
		その他有価証券評価差額金	**499,697**
		為替換算調整勘定	**△195,645**
		退職給付に係る調整累計額	**△1,264**
		非支配株主持分	**1,132,932**
		純資産合計	**34,213,491**
資産合計	**44,778,105**	**負債・純資産合計**	**44,778,105**

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**47,502,640**
売上原価		**37,225,574**
売上総利益		**10,277,065**
販売費及び一般管理費		**8,019,832**
営業利益		**2,257,233**
営業外収益		
受取利息	58,692	
受取配当金	92,116	
為替差益	106,683	
持分法による投資利益	29,316	
受取賃貸料	107,233	
その他	172,760	566,803
営業外費用		
支払利息	11,834	
減価償却費	4,633	
その他	4,401	20,869
経常利益		**2,803,167**
特別利益		
固定資産売却益	8,340	
投資有価証券売却益	5,243	13,584
特別損失		
固定資産売却損	476	
固定資産除却損	31,792	
投資有価証券評価損	92,243	
関係会社株式評価損	64,932	189,444
税金等調整前当期純利益		**2,627,307**
法人税、住民税及び事業税	897,270	
法人税等調整額	△12,288	884,981
当期純利益		1,742,325
非支配株主に帰属する当期純利益		128,757
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,613,567**

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,046,941	1,464,060	29,441,818	△1,218,184	31,734,635	841,607	△176,957	△77,755	586,893	1,041,736	33,363,265
連結会計年度中の変動額											
剰余金の配当			△570,337		△570,337						△570,337
親会社株主に帰属する当期純利益			1,613,567		1,613,567						1,613,567
自己株式の取得				△94	△94						△94
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）						△341,910	△18,687	76,490	△284,106	91,196	△192,910
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,043,230	△94	1,043,136	△341,910	△18,687	76,490	△284,106	91,196	850,226
当期末残高	2,046,941	1,464,060	30,485,049	△1,218,278	32,777,771	499,697	△195,645	△1,264	302,787	1,132,932	34,213,491

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**12,992,307**	**流動負債**	**5,401,386**
現金及び預金	5,909,989	買掛金	2,839,252
受取手形	355,200	１年内返済予定の長期借入金	550,049
売掛金	5,660,517	リース債務	29,664
前払費用	199,645	未払金	307,212
その他	867,602	未払費用	258,763
貸倒引当金	△647	未払法人税等	221,593
固定資産	**27,140,821**	預り金	261,514
有形固定資産	**15,453,697**	賞与引当金	775,000
建物	4,460,915	その他	158,337
構築物	257,415	**固定負債**	**3,604,896**
機械及び装置	505,442	リース債務	57,718
船舶	236	長期未払金	203,532
車両運搬具	123,787	退職給付引当金	3,118,319
器具備品	118,328	資産除去債務	223,670
土地	9,920,038	その他	1,656
リース資産	66,786	**負債合計**	**9,006,282**
建設仮勘定	748	**純資産の部**	
無形固定資産	**39,355**	**株主資本**	**30,642,603**
その他	39,355	**資本金**	**2,046,941**
投資その他の資産	**11,647,767**	**資本剰余金**	**1,374,676**
投資有価証券	2,531,944	資本準備金	1,374,650
関係会社株式	3,826,442	その他資本剰余金	25
出資金	1,360	**利益剰余金**	**28,029,995**
関係会社出資金	583,231	利益準備金	511,735
長期貸付金	665,970	その他利益剰余金	27,518,260
関係会社長期貸付金	2,760,000	固定資産圧縮積立金	596,449
破産更生債権等	21,118	特別償却準備金	7,308
長期前払費用	53,672	別途積立金	22,760,000
繰延税金資産	1,177,868	繰越利益剰余金	4,154,502
保証金	261,442	**自己株式**	**△809,009**
会員権	90,910	**評価・換算差額等**	**484,242**
貸倒引当金	△326,193	**その他有価証券評価差額金**	**484,242**
資産合計	**40,133,129**	**純資産合計**	**31,126,846**
		負債・純資産合計	**40,133,129**

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**40,872,060**
売上原価		**33,278,642**
売上総利益		**7,593,417**
販売費及び一般管理費		**5,950,548**
営業利益		**1,642,869**
営業外収益		
受取利息	53,751	
受取配当金	179,880	
受取賃貸料	132,002	
その他	123,174	488,808
営業外費用		
支払利息	3,539	
為替差損	51,767	
減価償却費	4,633	
その他	719	60,660
経常利益		**2,071,018**
特別利益		
固定資産売却益	2,397	
投資有価証券売却益	5,243	7,640
特別損失		
固定資産売却損	96	
固定資産除却損	30,819	
投資有価証券評価損	92,243	123,158
税引前当期純利益		**1,955,500**
法人税、住民税及び事業税	678,000	
法人税等調整額	△27,072	650,927
当期純利益		**1,304,572**

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本												評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計				
						固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	2,046,941	1,374,650	25	1,374,676	511,735	627,473	14,602	22,160,000	3,981,949	27,295,760	△808,915	29,908,462	816,586	30,725,048
事業年度中の変動額														
固定資産圧縮積立金の取崩						△31,023			31,023	－		－		－
特別償却準備金の取崩							△7,293		7,293	－		－		－
別途積立金の積立								600,000	△600,000	－		－		－
剰余金の配当									△570,337	△570,337		△570,337		△570,337
当期純利益									1,304,572	1,304,572		1,304,572		1,304,572
自己株式の取得											△94	△94		△94
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）													△332,343	△332,343
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△31,023	△7,293	600,000	172,552	734,235	△94	734,141	△332,343	401,797
当期末残高	2,046,941	1,374,650	25	1,374,676	511,735	596,449	7,308	22,760,000	4,154,502	28,029,995	△809,009	30,642,603	484,242	31,126,846

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月15日

伊勢湾海運株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　橋　寿　佳　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　増　見　彰　則　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、伊勢湾海運株式会社の２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊勢湾海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月15日

伊勢湾海運株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　橋　寿　佳　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　増　見　彰　則　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、伊勢湾海運株式会社の２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第９７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月15日

伊勢湾海運株式会社　監査役会

常勤監査役　中　野　正　芳　㊞

社外監査役　水　野　　聡　㊞

社外監査役　中　村　誠　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社の株主の皆様に対する配当は、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、安定的な配当を継続していくことを基本方針としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第97期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金11円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は285,167,608円となります。

また、これにより、中間配当金11円とあわせて年間22円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月29日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

①　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　800,000,000円

②　増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　800,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

取締役会の独立性及び実効性の向上並びにコーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役の増員が可能となるよう、現行定款第20条の取締役の員数を15名から18名に３名増員するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更部分を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員　　数）	（員　　数）
第20条　当会社に、取締役15名以内を置く。	第20条　当会社に、取締役18名以内を置く。

第３号議案　取締役４名選任の件

経営体制強化のため取締役を４名増員いたしたく、第２号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、取締役４名の選任をお願いするものであります。なお、本取締役候補者の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	新　任 カール・エバンス (1963年10月21日)	1991年７月　当社入社 2010年４月　当社部長 2012年４月　当社執行役員　アメリカ担当 2019年４月　当社常務執行役員（現任） 〔担当〕 アメリカ　管掌 （重要な兼職の状況） ISEWAN U.S.A.INC. 社長	22,937株
	【取締役候補者とした理由】 カール・エバンス氏は、米国を中心とした海外部門における豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に適任であると判断し取締役候補者としました。		
2	新　任 岡松保樹（おかまつやすき） (1956年５月５日)	1978年４月　当社入社 2010年４月　当社現業管理部長 2013年10月　当社執行役員現業管理部長 2019年４月　当社常務執行役員(現任) 〔担当〕 現業管理部　管掌	22,392株
	【取締役候補者とした理由】 岡松保樹氏は、現業管理部における豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に適任であると判断し取締役候補者としました。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	新任 あさの　きよし 浅野　清 （1959年５月18日）	1981年４月　当社入社 2010年４月　当社海運事業部長 2012年４月　当社執行役員国際営業部長 2019年４月　当社執行役員国際事業部長（現任） 〔担当〕 国際事業部、セントレア支店　担当	21,526株
	【取締役候補者とした理由】 浅野清氏は、国際事業部及び米国、香港を中心とした海外部門における豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に適任であると判断し取締役候補者としました。		
4	新任 いとう　だい 伊藤　大 （1975年10月15日）	1998年４月　当社入社 2015年４月　当社港運事業部　部長代理 2016年４月　当社執行役員港運事業部長 2018年４月　当社執行役員港運事業部長　第一課担当（現任） 〔担当〕 港運事業部　第一課　担当	37,378株
	【取締役候補者とした理由】 伊藤大氏は、港運事業部における豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に適任であると判断し取締役候補者としました。		

（注）　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市港区入船一丁目７番40号
伊勢湾海運株式会社　本社２階　アミティホール
電話　052-661-5181



◎ 交通機関　地下鉄　名港線「名古屋港」２番出口前
◎ 駐車場の数に限りがありますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。